7．第１号の者に対して保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有するものは、平成30年12月19日までに外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出されたい。
8．前号の期間内に申出書の提出がないときは、第４号の契約の解除等に係る手続きから除斥される。
平成 30 年 6 月 19 日
金融庁長官　森　　信親

保険業法に基づく供託金に係る公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。
1．外国保険会社等であった者の商号
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
2．住所
東京都千代田区大手町一丁目１番２号大手門タワー
3．清算人氏名
山本　啓太
4．解除しようとする契約
供託金支払保証委託契約
5．支払保証金額
金200,000,000円
6．契約の相手方
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
7．第１号の者に対して保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有するものは、平成30年12月19日までに外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出されたい。
8．前号の期間内に申出書の提出がないときは、第４号の契約の解除等に係る手続きから除斥される。
平成 30 年 6 月 19 日
金融庁長官　森　　信親

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 6 月 19 日
東北地方整備局長　津田　修一
1　処分をした年月日　平成30年５月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トラストワン　森　　雄太　福島県南相馬市原町区日の出町216－１　国土交通大臣許可（般－27）第24261号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年５月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 6 月 19 日
東北地方整備局長　津田　修一
1　処分をした年月日　平成30年５月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エボットサービス　戸部　　正　宮城県岩沼市押分字南谷地86－５　国土交通大臣許可（般－27）第26166号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年５月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 6 月 19 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成30年５月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中部ホームサービス株式会社　熊谷　昌久　愛知県豊橋市問屋町５番地３　国土交通大臣許可（般－25）第17759号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 6 月 19 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成30年５月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シントー　熊沢　　登　愛知県名古屋市西区枇杷島二丁目15番２号　国土交通大臣許可（特－27）第13614号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月17日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 6 月 19 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成30年５月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トヨタＴ＆Ｓ建設株式会社　小山　裕康　愛知県豊田市亀首町上向イ田65番地　国土交通大臣許可（特－29）第2623号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年４月23日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年 6 月 19 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成30年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ホクエー電工　北倉　　晃　岐阜県大垣市新田町四丁目26番地　国土交通大臣許可（特－29）第19715号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年５月９日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成３０年（家）第４０２１号
新潟県糸魚川市大字木浦688番地
申立人　磯谷　良雄
本籍新潟県西頸城郡能生町大字木浦726番地、最後の住所新潟県西頸城郡能生町大字木浦726番地、死亡の場所新潟県西頸城郡能生町、死亡年月日昭和42年11月17日、出生の場所不詳、出生年月日明治21年10月30日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤房五郎
新潟県上越市春日山町３丁目18番57号ケインズビルⅡ２階Ｂ号
相続財産管理人　弁護士　見竹　泰人
新潟家庭裁判所高田支部